

訪問看護利用料金表(介護保険)

◆サービス1回あたりの基本利用料

	項目	所要時間	単位数	10割負担額	3割負担額	2割負担額	1割負担額
	看護師による 訪問看護費	20分未満	313 単位	3,349 円	1005 円	670 円	335 円
		30分未満	470 単位	5,029 円	1509 円	1,006 円	503 円
		30分以上60分未満	821 単位	8,784 円	2636 円	1,757 円	879 円
		60分以上90分未満	1,125 単位	12,037 円	3612 円	2,408 円	1,204 円
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の場合	1回(20分以上) ※6回/週まで	293 単位	3,135 円	941 円	627 円	314 円

◆加算

	項目	単位数	10割負担額	3割負担額	2割負担額	1割負担額	備考
	初回加算	300 単位/月	3,210 円	963 円	642 円	321 円	新規で初回訪問をした月 2月間あけて訪問再開した月
	緊急時訪問看護加算※	574 単位/月	6,141 円	1843 円	1,229 円	615 円	緊急対応体制を整える場合 契約無い場合は24時間の対応不可
	特別管理加算Ⅰ※	500 単位/月	5,350 円	1605 円	1,070 円	535 円	留置カテーテル、気管切開、在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態等
	特別管理加算Ⅱ※	250 単位/月	2,675 円	803 円	535 円	268 円	在宅酸素、点滴注射、人工肛門、人工呼吸器、真皮を超える褥瘡等
	長時間訪問看護加算	300 単位/回	3,210 円	963 円	642 円	321 円	特別管理加算対象者に1時間30分以上の訪問看護を行った場合
	退院時共同指導加算	600 単位/回	6,420 円	1926 円	1,284 円	642 円	入院中より在宅療養の調整を行った場合
	ターミナルケア加算※	2,000 単位/月	21,400 円	6420 円	4,280 円	2,140 円	死亡日及び死亡前14日以内に2回以上の訪問看護を行った場合
	複数名訪問看護加算Ⅰ	254 単位/回	2,717 円	816 円	544 円	272 円	同時に看護師等との訪問:30分未満
		402 単位/回	4,301 円	1291 円	861 円	431 円	同時に看護師等との訪問:30分以上
	複数名訪問看護加算Ⅱ	201 単位/回	2,150 円	645 円	430 円	215 円	同時に看護補助者との訪問:30分未満
		317 単位/回	3,391 円	1018 円	679 円	340 円	同時に看護補助者との訪問:30分以上
	看護・介護職員連携強化加算	250 単位/月	2,675 円	803 円	535 円	268 円	訪問介護員等が医師の指示のもと行う特定行為業務を円滑に行うために支援を行った場合
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携	2,954 単位/月	31,607 円	9483 円	6,322 円	3,161 円	定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所との連携の場合 要介護5の場合は800単位/月の加算あり

※については、区分支給限度基準額の枠外加算

◆時間外に加算

	時間帯	加算割合
	夜間(18:00～22:00)	所定単位数 × 25%
	深夜(22:00～6:00)	所定単位数 × 50%
	早朝(6:00～8:00)	所定単位数 × 25%

※利用者負担額は1ヶ月の合計単位数で計算した場合、小数点以下が発生する可能性があるため、多少の誤差が生じます。

※緊急時訪問看護加算については、ご利用者様の同意を得た上で算定します。

【参考】 1ヶ月の利用者負担額の計算方法

$$\text{利用者負担額} = \text{総利用額①} - \text{保険請求額②}$$

$$\text{①総利用額*} = 1\text{ヶ月の総単位数} \times 10.7 \quad (\text{八尾市の地域加算})$$

$$\text{②保険請求額*} = \text{総利用額} \times 0.9 \quad (\text{1割負担の場合})$$

$$= \text{総利用額} \times 0.8 \quad (\text{2割負担の場合})$$

$$= \text{総利用額} \times 0.7 \quad (\text{3割負担の場合})$$

*①②

◆減算について

	項目	負担額
	同一建物敷地内等に居住する利用者への訪問看護費※1	所定単位数の10%減
	ひと月当たりの利用者が同一建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合※2	所定単位数の10%減
	ひと月当たりの利用者が同一建物に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合※2	所定単位数の15%減
	准看護師が指定訪問看護を行った場合	所定単位数の10%減

※1 同一建物とは、当事業所と同一の敷地内の建築物のものをいいます。

※2 当事業所の利用者が20人以上居住する建物をいいます。

(養護老人ホーム、経費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅)

◆介護保険外サービス

	項目	負担額
	区分支給限度額を超えてサービス提供があった場合、限度額超過分の介護サービス費は全額自己負担	利用料の10割負担
	別途契約による自費サービスの利用	30分毎 4000円

◆運営基準に定められたその他の費用

	項目	負担額
	交通費 [通常のサービス提供地域以外への訪問] 自動車・自動二輪車使用の場合	片道30円/km
	交通費 [通常のサービス提供地域以外への訪問] 公 共の交通機関使用の場合	実費
	衛生材料等日常生活上必要な物品	実費
	実施記録等の複写物交付	1枚につき10円(外税)
	死亡後のケア・処置料	15,000円(外税)

☐ 利用料金についての説明を受け同意いたしました。

年 月 日 氏名

印

(続柄)

介護予防訪問看護利用料金表(介護保険)

◆サービス1回あたりの基本利用料

	項目	所要時間	単位数	10割負担額	3割負担額	2割負担額	1割負担額
	看護師による 訪問看護費	20分未満	302 単位	3,231 円	970 円	647 円	324 円
		30分未満	450 単位	4,815 円	1,445 円	963 円	482 円
		30分以上60分未満	792 単位	8,474 円	2,543 円	1,695 円	848 円
		60分以上90分未満	1,087 単位	11,630 円	3,489 円	2,326 円	1,163 円
	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の場合	1回(20分以上) ※6回/週まで	283 単位	3,028 円	909 円	606 円	303 円

◆加算

	項目	単位数	10割負担額	3割負担額	2割負担額	1割負担額	備考
	初回加算	300 単位/月	3,210 円	963 円	642 円	321 円	新規で初回訪問をした月 2月間あけて訪問再開した月
	緊急時訪問看護加算※	574 単位/月	6,141 円	1,843 円	1,229 円	615 円	緊急対応体制を整える場合 契約無い場合は24時間の対応不可
	特別管理加算Ⅰ※	500 単位/月	5,350 円	1,605 円	1,070 円	535 円	留置カテーテル、気管切開、在宅悪性腫瘍患者指導管理を受けている状態等
	特別管理加算Ⅱ※	250 単位/月	2,675 円	803 円	535 円	268 円	在宅酸素、点滴注射、人工肛門、人工呼吸器、真皮を超える褥瘡等
	長時間訪問看護加算	300 単位/回	3,210 円	963 円	642 円	321 円	特別管理加算対象者に1時間30分以上の訪問看護を行った場合
	退院時共同指導加算	600 単位/回	6,420 円	1,926 円	1,284 円	642 円	入院中より在宅療養の調整を行った場合
	複数名訪問看護加算Ⅰ	254 単位/回	2,717 円	816 円	544 円	272 円	同時に看護師等との訪問:30分未満
		402 単位/回	4,301 円	1,291 円	861 円	431 円	同時に看護師等との訪問:30分以上
	複数名訪問看護加算Ⅱ	201 単位/回	2,150 円	645 円	430 円	215 円	同時に看護補助者との訪問:30分未満
		317 単位/回	3,391 円	1,018 円	679 円	340 円	同時に看護補助者との訪問:30分以上

※については、区分支給限度基準額の枠外加算

◆時間外に加算

	時間帯	加算割合
	夜間(18:00～22:00)	所定単位数 × 25%
	深夜(22:00～6:00)	所定単位数 × 50%
	早朝(6:00～8:00)	所定単位数 × 25%

※利用者負担額は1ヶ月の合計単位数で計算した場合、小数点以下が発生する可能性があるため、多少の誤差が生じます。

※緊急時訪問看護加算については、ご利用者様の同意を得た上で算定します。

【参考】 1ヶ月の利用者負担額の計算方法

$$\text{利用者負担額} = \text{総利用額①} - \text{保険請求額②}$$

$$\text{①総利用額*} = 1\text{ヶ月の総単位数} \times 10.7 \quad (\text{八尾市の地域加算})$$

$$\text{②保険請求額*} = \text{総利用額} \times 0.9 \quad (\text{1割負担の場合})$$

$$= \text{総利用額} \times 0.8 \quad (\text{2割負担の場合})$$

$$= \text{総利用額} \times 0.7 \quad (\text{3割負担の場合})$$

*①②

◆減算について

	項目	負担額
	同一建物敷地内等に居住する利用者への訪問看護費※1	所定単位数の10%減
	ひと月当たりの利用者が同一建物に20人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合※2	所定単位数の10%減
	ひと月当たりの利用者が同一建物に50人以上居住する建物に居住する利用者に対して行う場合※2	所定単位数の15%減
	准看護師が指定訪問看護を行った場合	所定単位数の10%減

※1 同一建物とは、当事業所と同一の敷地内の建築物のものをいいます。

※2 当事業所の利用者が20人以上居住する建物をいいます。
(養護老人ホーム、経費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅)

◆介護保険外サービス

	項目	負担額
	区分支給限度額を超えてサービス提供があった場合、限度額超過分の介護サービス費は全額自己負担	利用料の10割負担
	別途契約による自費サービスの利用	30分毎 4000円

◆運営基準に定められたその他の費用

	項目	負担額
	交通費 [通常のサービス提供地域以外への訪問] 自動車・自動二輪車使用の場合	片道30円/km
	交通費 [通常のサービス提供地域以外への訪問] 共の交通機関使用の場合	実費
	衛生材料等日常生活上必要な物品	実費
	実施記録等の複写物交付	1枚につき10円(外税)
	死後の処置料	15,000円(外税)

☐ 利用料金についての説明を受け同意いたしました。

年 月 日 氏名 印

(続柄)